

令和 7 年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査
(第一期 (令和 7 ～ 9 年度) 調査) 委託業務に係る仕様書

1. 件名

令和 7 年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査 (第一期 (令和 7 ～ 9 年度) 調査) 委託業務

2. 業務の目的

環境中に排出された化学物質は、様々な媒体を経由して人体に取り込まれる。このうちいくつかの物質については、人の健康に影響を及ぼす可能性が考えられる。

このため、化学物質の適切なリスク評価・管理に向けて、人への化学物質のばく露状況の実態を把握することが重要である。

人への化学物質のばく露実態を把握する為の有効な手法として、血液や尿などの生体試料中の化学物質を分析する手法があり、ヒューマンバイオモニタリング (HBM) と呼ばれ、各国でも環境施策等への活用に向け広く導入されている。

環境省においては、平成 30 年度からパイロット調査として年間 100 人程度規模で、調査協力者のリクルート手法や調査の設計に関する検討を行ってきた。これらの結果を活用しつつ、令和 7 年度より開始する本調査ではひとつのデータセットとして令和 9 年度までに計 3,000 人規模の調査を行う。

令和 7 年度の調査においては、試料のサンプリングに注力しつつ、専門家による議論を踏まえた上で、分析手法の知見が整っている等の化学物質を中心に分析を開始する。今年度分析に供しないサンプルは、ナンバリングなどの管理の観点および温度管理など保存条件の観点から、適切な条件で継続的に管理・保存を行い、令和 9 年度の第一期終了までの間、適切な精度管理の元で分析を進める。また、調査の方向性や対象物質、分析項目に関して専門家に御議論いただけるよう検討会等の設置・運営を行う。

3. 業務の内容

業務受託者は、以下の業務内容のとりまとめを行う。環境省担当官の許可を得た上で業務の一部を外部委託してもかまわないが、その際には検討会等の議論を踏まえた技術的な指導を行うこと。

3-1. 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査

業務を実施するに当たり、3-1 の調査に関する研究計画書および説明同意文書を作成し、環境省並びに 3-3 記載の検討会委員 (専門家) の承認を得ること。研究計画書および説明同意文書を作成する際には、国内における化学物質の動向、環境モニタリング結果の状況、諸外国の HBM 事業の実施状況、POPs 条約や水銀条約への取組を考慮すること。

また、研究計画書および説明同意文書の作成にあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、令和 5 年 3 月 27 日一部改正) の指針 (以下、医学系倫理指針という) に留意

し、所属の「疫学研究に関する審査検討会」において研究計画書および説明同意文書の審査を受けた上で、環境省が別途設置する「疫学研究に関する審査検討会」においてその報告を行うこと。

説明同意文書には、個人情報保護、生体試料の長期保管、追加分析に関する事項、第三者への提供の可能性、研究対象者に生じる利益および不利益の可能性等を含めた必要事項を環境省担当官と相談の上、記入すること。

(1) 調査地域、調査協力者の選定およびリクルート手法等

調査協力者の選定およびリクルート手法については、令和6年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査委託業務報告書（以下、令和6年度報告書という。）に記載の調査協力者の選定およびリクルート手法に基づき、専門家による検討会で承認を経た上で調査を実施する。

イ 調査地域、調査協力者の選定・リクルート手法

令和6年度報告書に記載の方法を踏まえ、令和7年度は全国75地域程度（各地域20人程度を想定）において調査協力者（18歳以上）の1,500人程度のリクルートを行う。

対象地域の候補は、令和6年度報告書に記載の地域を参考に、全国の人口分布を考慮した上で、業務受託者において対象地域を選定の上、環境省と協議の上で決定する。

調査協力者のリクルートに当たっては、タウンメール等を活用した上で年齢や性別などを考慮して選定を行う。タウンメール送付時に使用する封筒は、色つき封筒、調査名を印刷したものとし、パイロット調査での平均的な応諾率5%に基づき、約3万枚作成する。調査協力者が調査内容を把握できるようなリーフレットを作成し、同封すること。

なお、地域の特性等により、更に望ましいリクルート方法があれば、環境省担当官と協議を行い、用いるリクルート方法を決定する。

調査協力者への通知や返信の整理、調査当日までのやりとり等は、外部委託して構わない。

ロ 現地調査

現地調査は、地元医師会など関連機関との調整等の必要な準備を行った上で、現地調査を実施する。

現地調査の会場については、地域の医療機関と連携し、その医療機関で行うことを原則とし、地域の状況に応じて、検診機関と連携し会場を確保した上で行うことも許容する。地域の事情などにより、いずれの方法でも困難な場合には環境省担当官と相談の上、可能な方法で調査を行うこと。

また、現地調査は可能な限り平日と休日を織り交ぜて行うようにすること。

(イ) 準備及び調査当日の運営等

①医療機関と連携する場合

医療機関と連携する場合には、医療機関への事業説明や作業の説明、データや資料の帰属などに関する説明を十分に行った上で、共同研究機関として参画いただくための手続きを行い、医療機関の医師等に、調査協力者への調査の説明と同意取得

を行っていただくことを原則とし、医師の指示の下、試料の採取等を行う。医療機関の医師などによる同意取得が困難な場合には、研究協力機関として参画いただき、同意取得等は医学系倫理指針を遵守した形で行う。

その際、以下の対応が求められる。

- ・共同研究機関として参画いただくために必要な手続き、医学系倫理指針を遵守した対応を行うこと。
- ・調査日のスケジュールについては Web 予約システムなどを活用すること。
- ・共同研究機関となった医療機関には調査協力費として年度当たり 18,000 円程度、調査協力者への対応について一人当たり 4,000 円程度を支払いすること。
- ・研究協力機関となった医療機関には調査協力費として年度当たり 10,000 円程度、調査協力者への対応について一人当たり 3,000 円程度を支払いすること。

医療機関への業務説明や調査に係る調整等は外部委託しても構わない。

②検診機関と連携する場合

対象地域に地域の医療機関がない場合など、医療機関との連携が困難場合には検診機関と連携し調査を行う。会場（20 名程度収容できる会場）を確保し、診療所として指定を受けた上で試料採取等を行う。（実施体制は、地域ごとに医師 1 名程度、看護師 2 名程度、業務受託者 5 名程度を想定）

検診機関への業務説明及び調査日までの調整等は外部委託しても構わない。

いずれの場合も、調査協力者に対しては、調査の概要を説明した上で、同意取得する。調査の概要の説明に際しては WEB またはデジタル形式の活用が推奨される。同意取得にあたっては、調査協力者の同意任意性を確保するために配慮しつつ、医師の立ち合いの下または医学系倫理指針に準拠した条件で、同意取得を行う。

また、調査協力者には、謝金を支払うこと。（謝金の金額については環境省担当官と協議の上、妥当な単価を設定（例 5,000 円程度）すること。）

（ロ）生体試料の採取等

①血液調査、身長・体重・血圧測定

調査協力者に対し、身長・体重を測定する。医師の指示の下、血圧測定を実施し、有資格者により採血（40ml）を行う。採血に当たっては、受託者、医師、看護師の間で、採血方法及び緊急時の対応等について十分な打合せを行うこと。

②尿調査

調査協力者から、採尿（50ml 程度）を行う。

③毛髪調査

調査協力者から、毛髪（20～30 本程度）を採取する。

④質問票による調査

調査協力者の生活状況を把握するため、調査協力者に対し、受託者等による質問票（20 頁程度を想定）を用いた調査を行う。なお、可能な限りオンライン形式を用いた調査とすること。質問票の項目は、健康状態、食事・生活スタイル等についてとし、令和 6 年度事業で議論されたものを参考として環境省担当官と協議の上で決定すること。質問項目に含まれる簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）については Web 形式を取れるかどうか検討を行い、可能な場合はオンライン形式で調査を行う。オンライン形式の調査については外部委託しても構わない。

⑤採取した生体試料を用いた生化学分析

血液調査及び尿調査で採取した生体試料について、一般的な健康項目に係る生化学分析（項目は別記 1）を行う。必要に応じて外部委託して構わない。

（ハ）生体試料の輸送・前処理・保管

採取した生体試料は、採取場所から前処理を行う施設まで、適切な温度管理の下で迅速に輸送することにより、劣化を防止する。

その上で、以下により、適切な前処理を行った上で保管する。

①血液試料、尿試料

採取した血液及び尿のうち、（ロ）⑤で実施する生化学分析及び（２）で実施する化学物質分析に必要な量を確保した上で、残りのうち長期保管に供する分（分量は環境省と協議の上で決定）をマイナス 80℃以下で保管する。なお、廃棄分が生じた際には関係法令に従って適正に処分する。

②毛髪試料

採取した毛髪は、令和 6 年度報告書に記載の方法に則り必要な量を確保した上で、残りは長期保管する。なお、廃棄分が生じた際には関係法令に従って適正に処分する。

保管した生体試料は、環境省担当官の指示に従い、履行期限までの環境省担当官が指示する日時までに環境省に引き渡すこと。

ハ 調査協力者へのフィードバック

調査協力者に対し、希望を確認の上、現地調査の生体試料の採取により実施する生化学分析及び化学物質分析の結果等（5 頁程度を想定）をフィードバックする。なお、次年度以降の分析を含めて、ひとつのデータセットとして結果がまとまった際にはその結果についてフィードバックを行う。長期保管試料として保管した試料について、追加的に化学物質分析を行った結果については、取りまとめ結果の通知となる旨、試料採取の同意取得前にお知らせすること。

ニ 取得したデータの整理等

調査協力者の氏名等、血圧測定値、調査質問票の回答、一般生化学項目測定結果を、環境省が提供する様式（Excel 形式：個人情報とそれ以外の情報とでファイルを分けたものとなっている。）に入力等により作成する。

また、同意書のデータや原紙、結果返却用資料の写しについては、環境省担当官の指示に従い、履行期限までの環境省担当官が指示する日時までに環境省に引き渡すとともに、記入済質問票及び血圧測定値記録の原紙については、受託者において 8.（3）④に従って適切に破棄すること。

（2）生体試料（血液）の化学物質分析

生体試料（（1）で採取した血液（1500 検体程度））について、別記 2 の項目を、以下に従って化学物質分析を実施する。

イ 汚染の確認

試料の前処理や保管の過程において使用する設備、資材、備品等により試料が分析対象物質に汚染されることがないようにするとともに、試料同士が混ざることのないように管理すること。

ロ 精度管理の実施

分析に当たり、以下の項目に沿って精度管理を実施する。

なお、その具体的な実施方法・結果については、適用した指針・規範等（①本業務において適用した精度管理に係る指針・規範等（例：ISO/IEC ガイドライン 17025：2005 等）、②受託者が独自に設定した精度管理に係る判断基準・目安等）と併せて、報告書に記載すること。

①試料に関する事項

- ・受領した試料の保管・管理
- ・長期保管試料の保管・管理

②分析機器に関する事項

- ・装置の点検及びメンテナンスの実施
- ・装置検出下限（IDL）の設定
- ・検量線の作成
- ・その他分析機器の精度管理に係る事項

③定性・定量に関する事項

- ・検出下限値（MDL）・定量下限値（MQL）の設定
- ・回収試験の実施
- ・ブランク試験及び二重測定（必要試料量が確保できた場合）の実施とそれらの結果の検証
- ・分析結果の有効性の判定（異常値・欠損値などの取扱い等）

- ・精度管理試料の測定（認証標準試料や外部精度管理プログラムへの参画、相互検定を含む）
- ・その他精度管理に係る事項
 - 併行精度、X-R 管理図（精度管理上必要な日数）、日間再現性（精度管理上必要な日数）など

ハ 分析結果の整理・解析等

得られた分析結果については、環境省が提供する様式（Excel 形式）に入力する。

また、分析結果の基本的な統計情報（平均値、標準偏差、中央値、範囲等）も整理する。

なお、精度管理上の問題が生じた場合には、その原因等を環境省に報告するとともに、再分析などの対応について環境省と協議すること。なお、再分析が試料量の不足等によりできない場合には、得られた分析値を参考値として報告するとともに、参考値とした明確な理由を記載すること。

また、成果については、環境省と相談の上、学会発表や論文発表等により、成果の普及を図る。

3-2. 分析結果に係るホームページ掲載用資料作成

3-1. （2）の分析結果概要等を分かりやすく整理した資料（20 頁程度を想定）を作成する。これらの資料においては、分析対象とした化学物質の基本的情報を記載するとともに、分析結果について図表等も用いて分かりやすく示すこととし、可能な限り以下についての考察を盛り込むこと。

- ・化学物質測定値と各要因（地域、年齢、性別、喫煙歴、食生活、健康状況等）との関連、我が国における化学物質の人へのばく露状況やばく露経路
- ・化学物質に影響を及ぼす要因を排除した統計的整理
- ・国内外で過去に行われた類似調査の結果との比較

また、今後の当該調査によって得られたデータが研究などに広く活用出来るよう整理、保管方法について検討を行い、環境省担当官の了承を受けた上で整理、保管を行うこと。

3－3．検討会の開催

調査の実施及び調査計画の策定に当たり、疫学や統計学の専門家から構成される検討会（12名程度）を設置し、4回程度開催し、うち2回は対面・WEB会議のハイブリッド開催とする。ハイブリッド開催の会場は東京都千代田区霞が関近傍とする。議事進行を業務受託者が行うとともに、委員に対し、旅費（「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下、「旅費法等」と言う）に準じる）及び謝金（委員1人に対して1日当たり18,000円）を支給すること。

イ 会議の開催・運営

年間の検討会開催スケジュール案、各回における検討会開催までの詳細なスケジュール案（日程調整、資料案作成、関係者との調整等）を作成し、環境省担当官まで報告すること。

ロ 検討会の委員の委嘱手続き

検討会の委員は、環境省担当官と協議の上、決定する。開催に先立ち委員の委嘱を行うこと。検討会委員の委嘱手続きにおいては、押印等廃止とする。

ハ 会議資料の作成

環境省担当官と協議の上、会議資料（100頁程度）の作成（20部程度）を行うこと。

ニ 議事録等の作成

検討会の開催後、検討会の記録として議事録を作成し、検討会の開催日から7日（土日祝日を含む。）以内に環境省担当官に提出すること。

3－4．HBMに係るステークホルダーとの意見交換会の開催

本調査は、調査協力者の協力が必須である。したがって、調査の内容や結果等は一般国民に広く周知されるべきものである。また、ステークホルダーとの連携も効果的な調査に向けて重要な要素と考えられる。このため、業界団体、学識経験者、NPO等市民団体、産業界等からの委員で構成される意見交換会（8名程度）を設置し、対面方式で1回開催する。対面開催の会場は東京都千代田区霞が関近傍とする。議事進行を業務受託者が行うとともに、委員に対し、旅費（「旅費法等」に準じる）及び謝金（委員1人に対して1日当たり18,000円）を支給すること。

イ 意見交換会の開催・運営

意見交換会の開催スケジュール案、意見交換会開催までの詳細なスケジュール案（日程

調整、資料案作成、関係者との調整等）を作成し、環境省担当官まで報告すること。

ロ 意見交換会の委員の委嘱手続き

意見交換会の委員は、環境省担当官と協議の上、決定する。開催に先立ち委員の委嘱を行うこと。意見交換会委員の委嘱手続きにおいては、押印等廃止とする。

ハ 意見交換会資料の作成

環境省担当官と協議の上、意見交換会資料（総計 20 頁程度）の作成（20 部程度）を行うこと。

ニ 議事録等の作成

意見交換会の開催後、検討会の記録として議事録および議事概要を作成し、検討会の開催日から 7 日（土日祝日を含む。）以内に環境省担当官に提出すること。

3-5 業務報告書の作成

3-1、3-2、3-3、3-4 で実施した業務内容について整理し、業務報告書を作成すること。

4. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10 部（A 4 判 本体「業務報告書」150 頁程度、別記 5 参照）

電子媒体：報告書の電子データ（別記 6 参照）を収納した DVD-R 2 枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 本業務の履行に際し、知り得た情報は、理由の如何を問わず、他に漏らしたり、無断で複製、転貸してはならない。
- (2) 本業務履行後、貸与された個人情報は速やかに返却しなければならない。
- (3) 個人情報を取り扱う際、次の事項について確保するものとする。
 - ① 個人情報に関する秘密を保持し、目的外利用を禁止すること。
 - ② 個人情報の必要以上の複製は禁止すること。
 - ③ 個人情報の漏えい等の事案の発生時には、直ちに環境省担当官に連絡すること。
 - ④ 業務終了時には、個人情報を消去し、その証拠を提出すること。
- (4) 業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について、業務開始時に環境省担当官に書面で提示すること。(別紙様式)
- (5) 環境省は、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回程度の定期的検査等を行うので、検査に協力すること。
- (6) 上記(1)～(3)について、違反が発生した場合、又は、発生のおそれがある時

には、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を施すとともに、速やかに、環境省担当官に経緯、被害状況等の報告をしなければならない。なお、契約解除及び被害の賠償を請求する場合がある。

9. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (3) 本業務に関する過年度の報告書は、下記ホームページにおいて閲覧可能である。

<https://www.env.go.jp/chemi/kenkou/monitoring.html>

- (4) 受託者は、報告担当者を定めること。報告担当者は、検討会事務局、試料採取、分析、報告、結果のフィードバックの一連の作業を一貫して把握し、常に総合的な判断・報告ができるように、組織体制を保持すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すること。

なお、万一、次の各号の事故が生じたときは、受託者において賠償、修繕及び弁償すること。

- ①第三者、調査参加者、環境省職員及び関係者、受託者職員の人身事故
- ②現地調査会場敷地内の外構、道路、植栽、建物、それに付随する設備及び備品に対する事故
- ③その他受託者の管理責任に基づく事故

(別記 1) 一般生化学項目

媒体	分類	項目
血液	血算	赤血球数
		白血球数
		血小板数
		血色素測定
		ヘマトクリット値
	一般生化学	F e
		空腹時血糖
		インスリン
		HbA1c
		AST (GOT)
		ALT (GPT)
		γ -GT (γ -GTP)
		尿素窒素
		クレアチニン

媒体	項目
尿	比重
	p H
	尿糖
	ウロビリノーゲン
	ビリルビン
	ケトン体
	潜血反応
	白血球検査
	亜硝酸塩
	クレアチニン

(別記 2) 分析項目 (血液)

分類	化学物質名	検出下限値 (ng/mL)
ポリ・パーフルオ ロアルキル化合物	PFHxA	0.3
	PFHpA	0.3
	PFOA	0.3
	PFNA	0.2
	PFDA	0.3
	PFUdA	0.3
	PFDoA	0.3
	PFTTrDA	0.3
	PFTeDA	0.4
	PFHxS	0.2
	PFOS	0.2
	PFDS	0.2
金属類	総水銀	0.1
	鉛	0.8
	カドミウム	0.08
	銅	3
	セレン	0.5
	亜鉛	20
	マンガン	1

(別記5) 報告書の記載内容に係る留意事項

報告書のうち分析結果については、分析機関名、実施体制、分析試料の内訳と試料受領日、分析実施期間及び以下の項目を記載すること。また、提出する分析データや精度管理データが完全なもので、全ての契約条件に準じていることの証明として、受託者の検印を表紙ページに入れること。

①分析方法の詳細

- ・分析方法の概要
- ・試薬・器具・装置

【試薬】…試薬名、製造業者、グレードなど

【標準物質、内部標準物質】…物質名、製造・販売業者、純度など

【試薬の調整】

【標準液の調整】

【器具・装置】…器具・装置の名称、製造業者、型式など

【器具・装置の準備】…洗浄方法、メンテナンス方法等

- ・分析方法

【試料の前処理及び試験液の調整】

【空試験液の調整】

【測定】…装置条件、定量、濃度の算出方法。内標準等による補正など具体的な算出方法等も記載する。

- ・分析のフローチャート

分析の各過程で使用する試薬名・数量・混合比、機器名称、操作の回数・時間等も記載する。

②精度管理に関すること（「仕様書3-1（2）ロ」に沿って記載）

③分析結果の一覧

全試料の全対象物質の分析結果を整理した一覧表（検出下限値、定量下限値、単位を明記）を記載すること。また、基本的な統計情報（平均値、標準偏差、中央値、範囲等）も整理し記載すること。

④試料分析及び精度管理に係る生データ

分析結果が得られた過程を遡れるように、また、分析結果を再現することができるように、試料分析及び精度管理を実行するに際して用いられ、生成されたデータ等（以下に例を示す）を記載すること。

- ・分析機器等から出力されたデータ（検量線作成時、分析時の各種標準物質・各試料のクロマトグラムを含む）
- ・分析機器のキャリブレーションの実施記録
- ・分析機器の点検及びメンテナンスの記録
- ・分析作業記録（分析日、分析者、分析対象、分析時の機器の調整記録など）
- ・その他（実験施設情報管理システム（LIMS）データ等）

なお、④については、環境省と協議の上、概要がわかるようにした上で全データのう

ち一部（事例等）を報告書に掲載することとしても差し支えない。（全データは電子媒体として納品）

（別記 6） DVD-R に収納する電子媒体について

「報告書等の電子データを収納した DVD-R」に収納する電子媒体は以下のとおり。

内容	形式	備考
報告書（本文）	Word・PDF	
報告書（別添）※以下を含む		
試料分析・精度管理に係る生データ	PDF 等	別記 4 ④
血圧測定値等	Excel	仕様書 3-1（1）ニ
分析結果一覧	Excel	仕様書 3-1（2）ハ
分析結果に係るホームページ掲載用資料	Word・PDF	仕様書 3-2

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「」」「' 」→「' 」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号(半角の英数字)。二度目以降は化学記号のみでも可。
例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケー

ス及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル(<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長

業務受託者名称
代表者氏名

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査
(第一期(令和7～9年度)調査)委託業務に係る個人情報の管理について

令和7年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査(第一期(令和7～9年度)調査)委託業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体 制

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. （業務内容等に応じ、必要な事項があれば、環境省担当課にて適宜項目を追加してください。）